

令和5年第4回青森市議会定例会提出案件

	件 名	提出 件数
予 算 案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度青森市一般会計補正予算（第4号） ○ 令和5年度青森市一般会計補正予算（第5号） ○ 令和5年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和5年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和5年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和5年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和5年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） ○ 令和5年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第2号） ○ 令和5年度青森市病院事業会計補正予算（第1号） ○ 令和5年度青森市水道事業会計補正予算（第1号） ○ 令和5年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第2号） ○ 令和5年度青森市下水道事業会計補正予算（第1号） ○ 令和5年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第1号） <p style="text-align: center;">計</p>	13
条 例 案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について <p style="text-align: center;">計</p>	7

<p>単行案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約の締結について（青森市立筒井小学校旧校舎及び旧屋内運動場解体工事） ○ 契約の締結について（青森市斎場整備運営等事業 施設整備業務） ○ 事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部市民センター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市りんごセンター） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市幸畑墓苑） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市斎場及び青森市浪岡斎園） ○ 公の施設の指定管理者の指定について（青森市一般廃棄物最終処分場） ○ 市道の路線の廃止について ○ 市道の路線の認定について <p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: right;">11</p>
<p>報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について <p style="text-align: center;">計</p>	<p style="text-align: right;">5</p>
<p>合 計</p>		<p style="text-align: right;">36</p>

○ 予算案

- 議案第 1 1 4 号 令和 5 年度青森市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 1 5 号 令和 5 年度青森市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 1 1 6 号 令和 5 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 7 号 令和 5 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 8 号 令和 5 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 9 号 令和 5 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 0 号 令和 5 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 1 号 令和 5 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 2 号 令和 5 年度青森市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 3 号 令和 5 年度青森市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 4 号 令和 5 年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 5 号 令和 5 年度青森市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 6 号 令和 5 年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

○ 条例案

- 議案第 1 2 7 号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告を勘案して、職員の給料月額等を改定し、及び会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給する等のため、改正しようとするものである。

- 議案第 1 2 8 号 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するため、改正しようとするものである。

議案第 1 2 9 号 青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議案第 1 3 0 号 青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について

青森市民美術展示館の位置を変更し、及び当該市民美術展示館の使用料の額を定めるため、改正しようとするものである。

議案第 1 3 1 号 青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

道路法施行令の一部改正を勘案し、道路占用料を改定する等のため、改正しようとするものである。

議案第 1 3 2 号 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都市公園の占用に係る使用料を改定するため、改正しようとするものである。

議案第 1 3 3 号 青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

斎場の整備及び運営を行う者を選定するために設置した委員会において選定された者を指定管理者として指定することができることとするため、改正しようとするものである。

○ 単行案

議案第 1 3 4 号 契約の締結について（青森市立筒井小学校旧校舎及び旧屋内運動場解体工事）

場 所	青森市筒井一丁目 1 番 1 号
工事内容	解体工一式
契約の相手方	株式会社大新興業 (代表取締役 小笠原 次男)
契約金額	3 4 9, 3 7 1, 0 0 0 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 3 1, 7 6 1, 0 0 0 円)
完 工	令和 7 年 3 月 2 9 日 予定
関係法令	青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例第 2 条

議案第 1 3 5 号 契約の締結について（青森市斎場整備運営等事業 施設整備業務）

場 所	青森市大字新町野字菅谷 1 3 8 番地 1
業務内容	青森市斎場に関する設計業務、建設業務及び工事監理業務
工事内容	新青森市斎場（鉄筋コンクリート造 平屋建 一部 2 階建） 建設工及び現青森市斎場解体工等一式
契約の相手方	日本国土開発・倉橋建設・宮本工業所・山下設計・八洲建築 設計青森市斎場整備運営等事業共同企業体 （日本国土開発株式会社東北支店、株式会社山下設計東北支 社、株式会社八洲建築設計事務所、倉橋建設株式会社、株式 会社宮本工業所）
契約金額	2, 8 0 2, 8 0 0, 0 0 0 円（うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 2 5 4, 8 0 0, 0 0 0 円）に物価変動による 増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額によ る増減額を加算した額
関係法令	青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の 取得及び処分に関する条例第 2 条

議案第 1 3 6 号 事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

市営住宅からの落雪による事故に係る和解及び損害賠償の額について決定するものである。

事故発生年月日	令和 4 年 3 月 7 日
損害賠償額	4, 6 1 3, 4 4 0 円
関係法令	地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号

議案第 1 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部市民センター）

青森市西部市民センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体	
所在	青森市大字新城字平岡 1 6 3 番地 2 2
名称	青森市西部市民センター管理運営協議会 （会長 関 良）
指定の期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
関係法令	青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条 第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

議案第 1 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）

青森市浪岡中央公民館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字北中野字中坪 2 0 9 番地 1

名称 浪岡生涯学習施設管理運営協議会
(会長 長谷川 等)

指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条
第 2 項において準用する同条例第 1 0 条

議案第 1 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市りんごセンター）

青森市りんごセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字羽白字富田 1 9 0 番地 4

名称 青森農業協同組合
(代表理事組合長 長谷川 春樹)

指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 1 0 条

議案第 1 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市幸畑墓苑）

青森市幸畑墓苑の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字雲谷字梨野木 6 3 番地

名称 一般財団法人青森市文化観光振興財団
(理事長 木村 文人)

指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 1 0 条

議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市斎場及び青森市浪岡斎園）

青森市斎場及び青森市浪岡斎園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市本町一丁目4番16号

名称 青い森斎場株式会社

(代表取締役 小笠原 修司)

指定の期間 令和6年4月1日から令和28年3月31日まで

関係法令 地方自治法第244条の2第6項

議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市一般廃棄物最終処分場）

青森市一般廃棄物最終処分場の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字荒川字柴田102番地1

名称 西田・志田内海共同企業体

(代表者 西田 文仁)

指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

議案第143号 市道の路線の廃止について

新田58号線ほか6路線の市道を廃止しようとするものである。

総延長 859.0m

総面積 5,294㎡

関係法令 道路法第10条第1項及び第3項において準用する同法第8条第2項

議案第144号 市道の路線の認定について

新田74号線ほか25路線を市道として認定しようとするものである。

総延長 2,633.1m

総面積 17,084㎡

関係法令 道路法第8条第1項及び第2項

○ 報 告

報告第 3 1 号 専決処分の報告について

議会の議決を経た工事請負に関する契約について、工事施工上変更を余儀なくされる部分が生じたため専決処分したので、その報告をするものである。

工事名	青森市立西中学校屋内運動場改築工事
契約金額	(変更前) 783,992,000円
	(変更後) 792,341,000円
	(増 額) 8,349,000円
専決処分年月日	令和5年10月20日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第 3 2 号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	令和5年5月18日
損害賠償額	137,969円
専決処分年月日	令和5年11月16日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第 3 3 号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	令和5年5月22日
損害賠償額	191,919円
専決処分年月日	令和5年11月16日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第 3 4 号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	令和5年8月17日
損害賠償額	247,750円
専決処分年月日	令和5年11月16日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項

報告第 35号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	令和5年10月6日
損害賠償額	307,430円
専決処分年月日	令和5年11月16日
関係法令	地方自治法第180条第1項及び第2項